



# 倫理法人会役職者必携

一般社団法人 倫理研究所 法人局

令和3年3月27日 改訂

# 目 次

I	倫理法人会関係.....	1
	倫理法人会規程.....	3
	倫理法人会役職者規程.....	9
II	法人局関係.....	19
	法人局会員役職者規程.....	21
III	附属資料.....	27

# I 倫理法人会關係



# 倫理法人会規程

## 目 次

總 則	5
目 的	5
活 動	5
会 員	5
組 織	6
役 職	6
運 営	7
補 則	8
附 則	8

# 倫理法人会規程

## (総 則)

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の改廃は、当所常任理事会の議決による。

## (目 的)

- 第 3 条 本会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

## (活 動)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
1. 倫理経営の普及。
  2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催。
  3. 富士教育センターでの各種セミナーの受講推進。
  4. その他目的を達成するために必要な活動。

## (会 員)

- 第 5 条 本会の構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
  - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
2. 本会の目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
- 第 6 条 会費は次のとおりとする。月額1口 1万円（何口でも可）。
- 第 7 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第 8 条 第6条の会費は、法人会計に充当する。
- 第 9 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出によるとき。
  2. 会員である法人が解散したとき。
  3. 除名されたとき。
4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、本会を退会したものとみなす。
- 第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。
1. 定款その他の規則に違反したとき。

2. 当所や本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為をしたとき。
  3. その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 第 11 条 会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、及び会員間における民事事件や刑事事件などについては、当所及び本会は一切責任を負わないものとする。

(組 織)

- 第 12 条 本会は、都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の許可を要する。
1. 本会を、都道府県倫理法人会とする。
  2. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。
  3. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表し、正会員とする。
  4. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
- 第 13 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。
1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
  2. 準倫理法人会の開設は50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
  3. 会長以下必要な役職者（規程第16条）を置く。
- 第 14 条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまる場合は、当所法人局内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、法人局担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。
1. 正倫理法人会の場合  
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
  2. 準倫理法人会の場合  
統合、あるいは廃止とする。
  3. 解散処置  
「倫理法人会憲章」の精神に背き、法人局の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役 職)

- 第 15 条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
1. 会長 1名
  2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
  3. 幹事長 1名
  4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
  5. 事務長 1名

6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
7. 監査 1～2名
8. 地区長 各地区1名
9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。  
1千社を越える都道府県、もしくは広域地域では組織活性化のため地区を組織できる。地区は5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。
10. 各委員長 1名
11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。

第 16 条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名以内
3. 専任幹事 1名
4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
5. 事務長 1名
6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
7. 監査 1～2名
8. 幹事 10名以上を原則とする。
9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
10. 顧問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。

第 17 条 本会の全役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。

第 18 条 本会の全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。

第 19 条 本会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。

第 20 条 本会の全役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合。
2. 本会の運営・活動を妨げた場合。

#### (運営)

- 第 21 条 本会は、担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第 22 条 本会は、必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第 23 条 本会の活動資金は、本部よりの助成金、活動による果実、寄付金などによってまかぬ。
- 第 24 条 本会は、年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第 25 条 本会の役職者・会員に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、各会が実際に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(補 則)

第 26 条 本会の諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、本会の役職者及び会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘及び普及活動の妨げとなる活動も同様とする。

第 27 条 役職者及び会員が、公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。

1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
2. 本会の役職者及び会員は、当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし個人的に応援することは差し支えない。
3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

(附 則)

[改定実施日]

第 28 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

沿革

制 定 平成25年9月2日  
改 正 平成28年11月22日 一部改訂  
令和3年3月27日 一部改訂

# **倫理法人会役職者規程**

# 目 次

総 則	11
本会役職者の定義	11
都道府県倫理法人会役職者の構成並びに立場と職務	11
単位倫理法人会役職者の構成並びに立場と職務	11
規程の遵守	11
役職者の任期	11
役職者の退任	11
役職者の解任事由	11
役職の兼務禁止	12
役職者の推薦並びに新任追加	12
活動に関する支出	12
都道府県倫理法人会役職者の立場と職務	12
単位倫理法人会役職者の立場と職務	16
附則	18
本規程に記載のない事項	18

# 倫理法人会役職者規程

## (総 則)

第 1 条 本規程は、倫理法人会規程に基づき、倫理法人会（以下、本会と称す）役職者の就任・退任・職務に関する基本事項について定める。

## (本会役職者の定義)

第 2 条 本会役職者とは、倫理研究所（以下、当所と称す）理事長より辞令（顧問は委嘱状）を受けた都道府県・単位倫理法人会の役職者をいう。

## (都道府県倫理法人会役職者の構成並びに立場と職務)

第 3 条 都道府県倫理法人会の役職者の構成は倫理法人会規程第15条の定めによるものとし、その立場と職務については、本規程第13条に定めて運用する。

## (単位倫理法人会役職者の構成並びに立場と職務)

第 4 条 単位倫理法人会の役職者の構成は倫理法人会規程第16条の定めによるものとし、その立場と職務については、本規程第14条に定めて運用する。

## (規程の遵守)

第 5 条 役職者は、倫理法人会規程並びに本規程が定める規範を遵守し、誠実に職務に精励し、倫理法人会の健全な発展に努める。

## (役職者の任期)

第 6 条 本会の全役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。 (倫理法人会規程第17条)

## (役職者の退任)

第 7 条 本会の全役職者が次の各号に該当する場合は、退任とする。

1. 任期満了
2. 死亡
3. 辞任
4. 解任
5. 退会等による資格喪失
6. その他任期中、特別の事情が生じた場合

## (役職者の解任事由)

第 8 条 本会の全役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合
2. 本会の運営・活動を妨げた場合

(倫理法人会規程第20条)

(役職の兼務禁止)

- 第 9 条 本会の全役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。  
(倫理法人会規程第18条)
- 第 10 条 本会の全役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。  
(倫理法人会規程第19条)

(役職者の推薦並びに新任追加)

- 第 11 条 本会の全役職者の推薦並びに年度途中での役職者の新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。但し新設の倫理法人会の場合は除く。
1. 原則として入会1年以上
  2. 経営者モーニングセミナーに出席している
  3. 会費を滞納していない

(活動に関する支出)

- 第 12 条 役職者・会員に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。  
(倫理法人会規程第25条)

(都道府県倫理法人会役職者の立場と職務)

- 第 13 条 都道府県倫理法人会役職者の立場・職務を以下のように定める。

[会長]

1. 会長の立場  
倫理研究所法人局の方針に則り、担当研究員の指導のもと、都道府県倫理法人会活動を推進する最高責任者である。
2. 会長の職務  
法人局の年度活動方針に則り、下記のことを行なう。
  - (1) 活動方針の提示
  - (2) 普及目標の設定と達成
  - (3) 役職者・法人レクチャラーの推薦  
副会長・正副幹事長・正副事務長・監査・正副地区長・各委員会正副委員長・相談役・顧問・単位倫理法人会会长・法人レクチャラーの推薦
  - (4) 役職者の委嘱  
単位倫理法人会各委員会委員長・委員など必要に応じて都道府県会長より辞令を発行することができる。
  - (5) 役職者教育の計画
  - (6) 地区並びに単位倫理法人会の掌握と運営指導
  - (7) その他当該倫理法人会活動に必要な事項

[副会長]

1. 副会長の立場  
会長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

## 2. 副会長の職務

- (1) 会長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- (2) 会長不在の時はその職務を代行する。

### [幹事長]

#### 1. 幹事長の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の地区長もしくは単位倫理法人会会长・各委員会委員長を掌握する。また、当該倫理法人会活動の方針を具現化すると共に普及目標達成の推進者である。

#### 2. 幹事長の職務

会長の提示した活動方針にもとづき、下記のことを行なう。

- (1) 管理・運営
  - (ア) 役員会等会議の開催
  - (イ) 地区長もしくは単位倫理法人会会长の掌握・指導
  - (ウ) 各委員会委員長の掌握・指導
  - (エ) 「地区活動報告書」「単位倫理法人会活動報告書」の集約・提出
  - (オ) その他当該倫理法人会の管理・運営に必要な事項
- (2) 普及の推進
  - (ア) 年度普及計画の立案
  - (イ) 年度普及計画の推進と達成

地区長、単位倫理法人会会长へ具体的に指示し、計画的に普及を進め、年度普及目標を達成する。
  - (ウ) 分封の推進

地区長、単位倫理法人会会长に具体的に指示し、分封（開設・設立）を計画通りに遂行する。
  - (エ) 未普及地域に対する開発の促進
- (3) 教育の推進
  - (ア) 役職者教育（地区長研修、会長研修、その他）の立案
  - (イ) 各種セミナーの立案

### [副幹事長]

#### 1. 副幹事長の立場

幹事長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

#### 2. 副幹事長の職務

- (1) 幹事長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- (2) 幹事長不在の時はその職務を代行する。

### [事務長]

#### 1. 事務長の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の事務を統括する責任者である。

#### 2. 事務長の職務

当該倫理法人会の活動計画を円滑に推進するため、下記のことを行なう。

- (1) 事務管理
  - (ア) 入退会・変更に関する業務
  - (イ) 会費納入に関する業務
  - (ウ) 現金・預金の出納に関する業務
  - (エ) 「都道府県倫理法人会収支計算書・貸借対照表」の作成および役員会に提出する業務
  - (オ) 物品購入に関する業務
  - (カ) その他事務処理に関する事項
- (2) 事務局の指導・監督
  - (ア) 都道府県倫理法人会事務局並びに単位倫理法人会事務局の指導・監督
  - (イ) 事務員の教育および朝礼・終礼の実施

#### [副事務長]

- 1. 副事務長の立場
  - 事務長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。
- 2. 副事務長の職務
  - (1) 事務長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
  - (2) 事務長不在の時はその職務を代行する。

#### [監査]

- 1. 監査の立場
  - 当該倫理法人会の会計監査の任にあたる。
- 2. 監査の職務
  - (1) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、現金預金の実査を行なう。（現金の帳簿残高と現金有高の一致を確認、および預金の帳簿残高と預金通帳の残高の一致を確認）
  - (2) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、現金預金以外の流動資産および流動負債に残高がある場合、その残高内容の適正性を検証する。
  - (3) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、総勘定元帳を元に、各収入および支出の内容が、適性かつ常識の範囲内であるかどうかを検証する。
  - (4) 上記の監査結果を、すみやかに役員会で報告する。
  - (5) 単位倫理法人会の監査に対して、監査内容・実施回数等についての指導を行なう。

#### [地区長]

- 1. 地区長の立場
    - 幹事長の指示のもと、地区内単位倫理法人会を統括する責任者である。
  - 2. 地区長の職務
    - 当該倫理法人会の年度活動方針にもとづき、下記のことを行なう。
- (1) 管理・運営
    - (ア) 地区役員会の開催
    - (イ) 単位倫理法人会会長の掌握・指導
    - (ウ) 「地区活動報告書」の集約・提出
    - (エ) その他地区的管理・運営に必要な事項

(2) 普及の促進

(ア) 年度普及計画の推進と達成

単位倫理法人会会长に具体的に指示し、計画的に普及を進め地区普及目標を達成する。

(イ) 分封の推進

単位倫理法人会会长に具体的に指示し、分封（開設・設立）を計画通りに遂行する。

(ウ) 未普及地域に対する開発の促進

(3) 人材育成

普及活動をはじめ各種活動における人材育成

[副地区長]

1. 副地区長の立場

地区長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副地区長の職務

(1) 地区長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 地区長不在の時はその職務を代行する。

[各委員会委員長]

1. 当該年度『倫理法人会活動方針書』に定める委員会の事項に基づき設置する。

2. 委員長の立場

幹事長の指示のもと、委員会として、各単位倫理法人会の委員（幹事）等を組織する中心者。

3. 委員長の職務

委員会の年間活動計画を具体的にして、本会の拡大充実が予定通り進行するよう、単位倫理法人会の会長・専任幹事・委員（幹事）と協力してセミナー等を開催する。

[各委員会副委員長]

1. 副委員長の立場

委員長を補佐し、当該委員会活動を積極的に推進する。

2. 副委員長の職務

(1) 委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 委員長不在の時はその職務を代行する。

[相談役]

1. 相談役の立場

会長経験者としての体験を生かし、当該倫理法人会の運営・活動全般を補完する。尚、意思決定権はあくまで当該倫理法人会会长にあることを銘肝する。

2. 相談役の職務

(1) 当該倫理法人会の活動方針をよく理解し、諸活動に積極的に協力する。

(2) 会長他役職者からの相談には適切な助言を行なう。

## [顧問]

就任に伴い、他団体や未会員の心象が上がるよう、当該地域の首長や議会議員、商工会議所正副会頭、医師会正副会长など公職についている方に依頼し、本会のイメージや信頼を上げる。

## (単位倫理法人会役職者の立場と職務)

第 14 条 単位倫理法人会役職者の立場・職務を以下のように定める。

### [会長]

#### 1. 会長の立場

都道府県倫理法人会の活動方針に則り、幹事長（地区長）の指導のもと、単位倫理法人会活動を推進する最高責任者である。

#### 2. 会長の職務

都道府県倫理法人会の年度活動方針を受け、下記のことを行なう。

- (1) 活動方針の提示
- (2) 普及目標の設定と達成
- (3) 役職者の推薦

副会長・正副専任幹事・正副事務長・監査・幹事・相談役・顧問・各委員会委員長・委員などの推薦

- (4) 役職者教育の計画
- (5) その他当該倫理法人会活動に必要な事項

### [副会長]

#### 1. 副会長の立場

会長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

#### 2. 副会長の職務

- (1) 会長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- (2) 会長不在の時は、その職務を代行する。

### [専任幹事]

#### 1. 専任幹事の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の活動方針を具現化する中心者である。

#### 2. 専任幹事の職務

会長の指示した活動方針にもとづいて、下記のことを行なう。

- (1) 管理・運営
  - (ア) 役員会の開催
  - (イ) 「単位倫理法人会活動報告書」の集約・提出
  - (ウ) その他当該倫理法人会の管理・運営に必要な事項
- (2) 普及の促進
  - (ア) 年度普及計画の立案・推進・達成
  - (イ) 分封に向けての立案・推進
  - (ウ) 未普及地域に対する開発の促進
- (3) 教育の推進
  - 役職者教育の立案と遂行

### [副専任幹事]

#### 1. 副専任幹事の立場

専任幹事を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

#### 2. 副専任幹事の職務

(1) 専任幹事の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 専任幹事不在の時は、その職務を代行する。

### [事務長]

#### 1. 事務長の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の事務を統括する責任者である。

#### 2. 事務長の職務

当該倫理法人会の活動計画を円滑に推進するため、下記のことを行なう。

##### (1) 事務管理

(ア) 入退会・変更に関する業務

(イ) 会費納入に関する業務

(ウ) 現金・預金の出納に関する業務

(エ) 「単位倫理法人会収支計算書・貸借対照表」の作成および役員会に提出する業務

(オ) 物品購入に関する業務

(カ) その他事務処理に関する事項

##### (2) 事務局の指導・監督

事務員の教育および朝礼・終礼の実施

### [副事務長]

#### 1. 副事務長の立場

事務長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

#### 2. 副事務長の職務

(1) 事務長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 事務長不在の時は、その職務を代行する。

### [監査]

#### 1. 監査の立場

当該倫理法人会の会計監査の任にあたる。

#### 2. 監査の職務

(1) 年3回以上（3ヶ月を超える間隔で）、現金預金の実査を行なう。（現金の帳簿残高と現金有高の一致を確認、および預金の帳簿残高と預金通帳の残高の一致を確認）

(2) 年3回以上（3ヶ月を超える間隔で）、現金預金以外の流動資産および流動負債に残高がある場合、その残高内容の適正性を検証する。

(3) 年3回以上（3ヶ月を超える間隔で）、総勘定元帳を元に、各収入および支出の内容が、適性且つ常識の範囲内であるかどうかを検証する。

(4) 上記の監査結果を、すみやかに役員会で報告する。

## [幹 事]

### 1. 幹事の立場

単位倫理法人会の日常活動の推進者である。

### 2. 幹事の職務

専任幹事の指示のもと、幹事の役割を自覚し下記のことを行なう。

- (1) 専任幹事の指示を受け、普及拡大につとめる。
- (2) 各種委員会委員の担当
- (3) 諸行事の円滑な推進のための協議・実施

## [相談役]

### 1. 相談役の立場

会長経験者としての体験を生かし、当該倫理法人会の運営・活動全般を補完する。尚、意思決定権はあくまで当該倫理法人会会长にあることを銘肝する。

### 2. 相談役の職務

- (1) 当該倫理法人会の活動方針をよく理解し、諸活動に積極的に協力する。
- (2) 会長他役職者からの相談には適切な助言を行なう。

## [顧 問]

就任に伴い、他団体や未会員の心象が上がるよう、当該地域の首長や議會議員、商工会議所正副会頭、医師会正副会长など公職についている方に依頼し、本会のイメージや信頼を上げる。

## (附 則)

### [規程の改廃]

第 15 条 本規程の改廃は、常任理事会の決議によって行なう。

### (本規程に記載の無い事項)

本規程に記載の無い事項は、倫理法人会憲章、倫理法人会規程によるものとする。

## 沿革

制 定	平成25年9月2日
改 正	平成28年11月22日 一部改訂
	令和3年3月27日 一部改訂

## II 法人局関係



# 法人局会員役職者規程

# 目 次

総 則.....	23
当局会員役職者の定義.....	23
規程の遵守.....	23
会員役職者の任期.....	23
会員役職者の退任.....	23
会員役職者の解任事由.....	23
役職の兼務禁止.....	23
会員役職者の推薦並びに新任追加.....	24
活動に関する支出.....	24
当局会員役職者の立場と職務.....	24
法人局顧問、法人スーパーバイザー・法人アドバイザー、 法人レクチャラーの立場と職務.....	24
本規程に記載の無い事項.....	26
附則.....	26

# 法人局会員役職者規程

## (総 則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下、当所と称す）の定款に基づき、倫理研究所法人局（以下、当局と称す）会員役職者の就任・退任・職務に関する基本事項について定める。

## (当局会員役職者の定義)

第 2 条 当局会員役職者とは、当所理事長より辞令を受けた法人局顧問（委嘱状）、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー、法人レクチャラー（当局局長辞令）をいう。

## (規程の遵守)

第 3 条 当局会員役職者は、本規程が定める規範を遵守し、誠実に職務に精励し、倫理法人会の健全な発展に努める。

## (会員役職者の任期)

第 4 条 当局の全会員役職者の任期は1年とし、留任は妨げない。ただし法人スーパーバイザーが留任する場合は満70歳、法人アドバイザーは満80歳を迎えた年度を持って退任とする。

（法人アドバイザーの任期は、平成26年度以降の就任者より適用する。）

## (会員役職者の退任)

第 5 条 当局の全会員役職者が次の各号に該当する場合は、退任とする。

1. 任期満了
2. 死亡
3. 辞任
4. 解任
5. 退会等による資格喪失
6. その他任期中、特別の事情が生じた場合

## (会員役職者の解任事由)

第 6 条 当局の全会員役職者は、以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合
2. 当局及び倫理法人会の運営・活動を妨げた場合

## (役職の兼務禁止)

第 7 条 当局の全会員役職者は、原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。但し、法人局顧問、法人スーパーバイザー・法人アドバイザーの相談役との兼務、並びに、法人レクチャラーの倫理法人会の役職との兼務は除く。

第 8 条 当局の全会員役職者は、家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。

(会員役職者の推薦並びに新任追加)

第 9 条 当局の全会員役職者の推薦並びに会員役職者の新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。

1. 経営者モーニングセミナーに出席している
2. 会費を滞納していない
3. 当局担当研究員の強い推薦がある

(活動に関する支出)

第 10 条 会員役職者に対する出張旅費及び慶弔などに関する費用は、当所の規程によることとする。

(当局会員役職者の立場と職務)

第 11 条 当局会員役職者の立場・職務を以下のように定める。

(法人局顧問、法人スーパーバイザー・法人アドバイザー、法人レクチャラーの立場と職務)

第 12 条 倫理法人会憲章に則った健全な倫理法人会活動推進の為、年度ごとに以下の会員役職者を選出する。

[法人局顧問]

1. 法人局顧問の立場

当所の理事または監事経験者の中より、法人局顧問を委嘱する。当局の方針に則り、当局局長の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、その指導・教育に当たる。任期は1年とし留任は妨げない。

2. 法人局顧問の職務

(1) 都道府県及び単位倫理法人会の普及活動に対する指導・支援の任に当たる。

(2) 研修・講話・講演

倫理経営基礎講座等の研修・経営者モーニングセミナー・講演会等の講師の任に当たる。

(3) 倫理指導

出張先及び地元での会員の要望に応えて積極的な倫理指導の任に当たる。

(4) その他

[法人スーパーバイザー]

1. 法人スーパーバイザーの立場

当局の方針に則り、普及事業部の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、その指導・教育に当たる。

任期は1年とし留任は妨げない。ただし、満70歳を迎えた年度をもって退任とする。

2. 法人スーパーバイザーの職務

当局の年度活動方針を受け、下記のことを行なう。

(1) 研修・講話・講演

倫理経営基礎講座等の研修・経営者モーニングセミナー・講演会等の講師の任に当たる。

(2) 指導・支援

方面長の指示により、都道府県及び単位倫理法人会の普及活動に対する指導・支援の任に当たる。

(3) 倫理指導

出張先及び地元での会員の要望に応えて積極的な倫理指導の任に当たる。

(4) その他

3. 法人スーパーバイザーは当所の重要事項に関与できる者として、正会員に申し込むことができる。

[法人アドバイザー]

1. 法人アドバイザーの立場

当局の方針に則り、普及事業部の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、その指導・教育に当たる。任期は1年とし留任は妨げない。ただし、満八十歳を迎えた年度をもって退任とする。  
(H26年度以降の就任者より適用)

2. 法人アドバイザーの職務

(1) 研修・講話・講演

倫理経営基礎講座等の研修・経営者モーニングセミナー・講演会等の講師の任に当たる。

(2) 指導・支援

方面長の指示により、都道府県及び単位倫理法人会の普及活動に対する指導・支援の任に当たる。

(3) 倫理指導

出張先及び地元での会員の要望に応えて積極的な倫理指導の任に当たる。

(4) その他

[法人レクチャラー]

1. 法人レクチャラーの立場

当局の方針に則り、教育業務部の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、自らの倫理経営体験報告を行なう。任期は1年とする。

2. 法人レクチャラーの職務

当局教育業務部の指示により、単位倫理法人会で開催する経営者の集い並びに倫理経営講演会における倫理経営の体験報告を行なう。

上記会員役職者は、『法人スーパーバイザー必携』・『法人アドバイザー必携』・『法人レクチャラー心得』を遵守し、誠実に職務に精励する。

法人スーパーバイザー・法人アドバイザーは、『法人スーパーバイザー必携』・『法人アドバイザー必携』記載の「役職審査条項」に抵触した場合、役職を失う。

法人レクチャラーは『法人レクチャラー心得』記載の「委嘱取り消し項目」に該当した場合、委嘱を取り消す。

(本規程に記載の無い事項)

本規程に記載の無い事項は、当所定款、倫理法人会憲章によるものとする。

(附 則)

[規程の改廃]

第 1 号 本規程の改廃は、常任理事会の議決によって行なう。

[改正実施日]

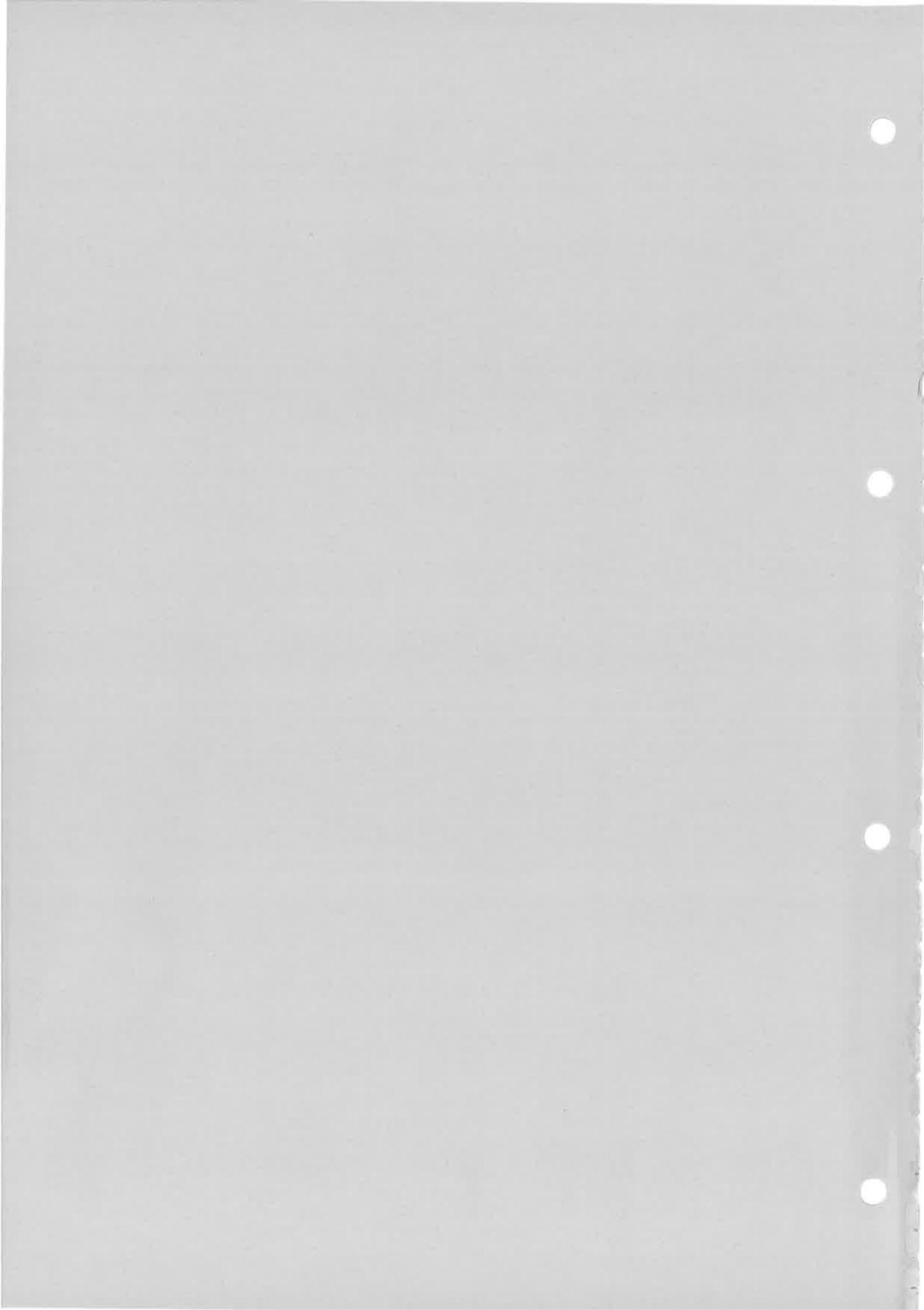
第 2 号 本規程は平成28年11月22日より実施する。

[旧規定の廃止]

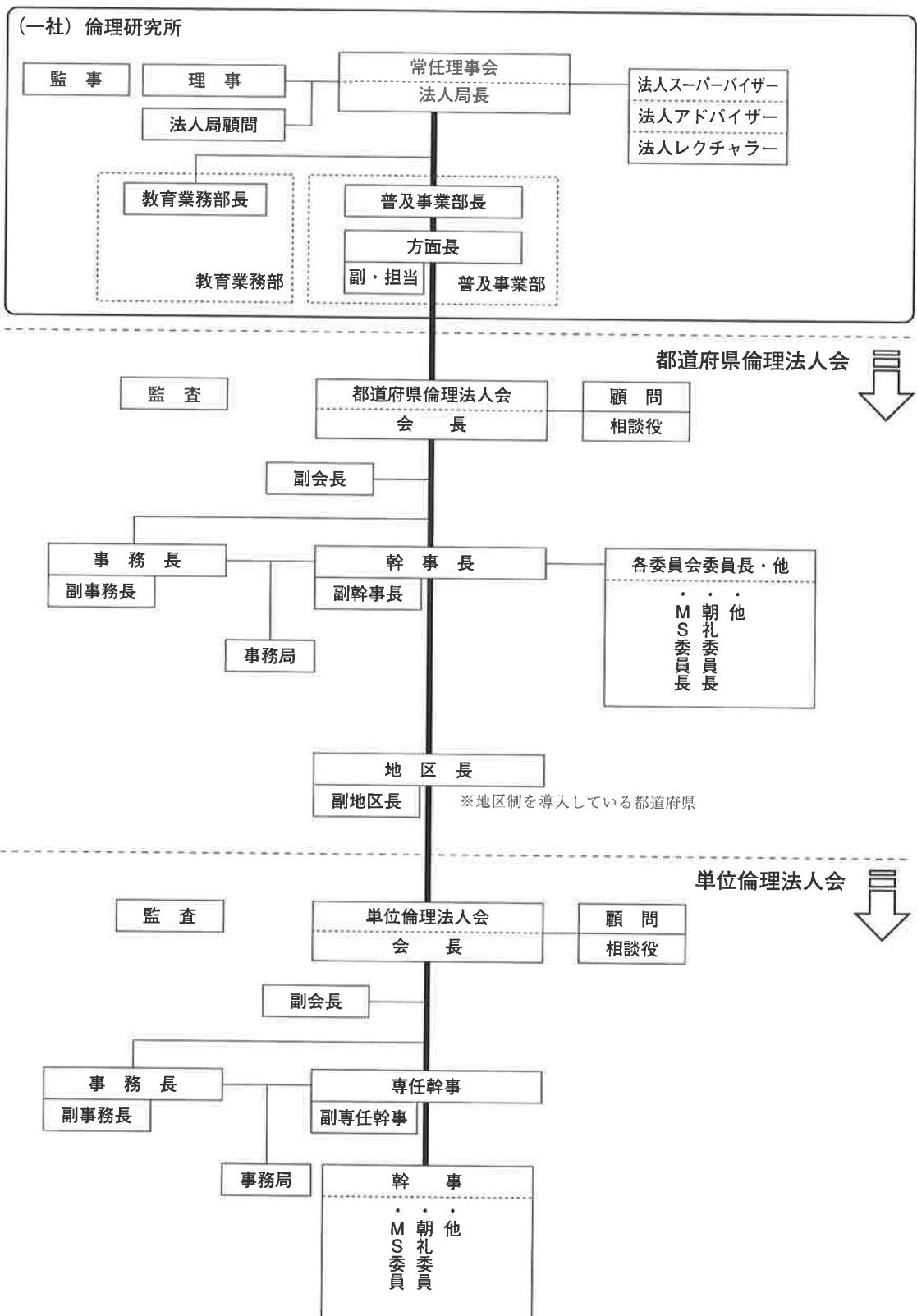
第 3 号 本規程の実施と同時に、これと異なる規定はすべて廃止する。

沿革  
制 定 平成28年11月22日  
改正

### III 附 屬 資 料



## 倫理法人会組織図





## 倫理法人会役職者必携

令和 3 年 3 月 27 日改訂

編集者 一般社団法人倫理研究所法人局  
印刷者 忠栄印刷株式会社  
発行所 一般社団法人倫理研究所  
東京都千代田区紀尾井町4-5

22,000



倫理法人会名

氏 名